

行政事務取扱委員 様

湖南市長 生田 邦夫

令和5年度河川愛護運動の実施について(依頼)

平素は、河川愛護運動の推進にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、河川愛護運動につきましては、全国的に7月を河川愛護月間と定め、河川を常に美しく保ち、正しく安全に利用する運動を推進しており、本年度においても下記要領のとおり実施させていただきます。

つきましては、この運動の主旨をご理解いただき、地域としての取り組みのご協力をお願いいたします。

記

1. 実施日について

原則として、7月1日(土)から7月31日(月)までの間で各実施主体の実情に応じて実施をお願いします

2. 河川愛護運動に係わる経費として、その一部を助成します。

3. 河川愛護運動で河川清掃や草刈り等をされる場合のゴミの処理については、各区でお願いします。

草については各区で処理できない場合、市草木置き場(3箇所)への搬入をしていただくことも可能ですので、草木置き場搬入処理申請書を提出の上、利用してください。(草木以外の搬入は不可)
なお、実施される区が多い日については、草木置場を開錠する予定です。(例年、7月第一日曜日頃)

4. 河川愛護運動中の事故には十分注意してください。なお、万一に備えて湖南市でも傷害保険に加入します。

5. 実施計画ならびに実施結果の報告について

補助金の交付に際し、実施状況を把握したいので、期限厳守で下記の書類を提出してください。

①補助金交付申請書(様式第1号)

提出日 5月8日(月)まで

※別紙地図に実施区域を赤色で示してください。また、実施場所(水路、河川のり面、河川内)を明示してください。(県の審査もあります)

②実績報告書(様式第2号)

提出日 運動終了後1ヶ月以内

※報告書には、実施河川ごとに写真を添付してください。(作業前、作業中、作業後)

※写真は作業前から作業後まで同一箇所で実施幅が分かるように撮ってください。重機(バックホウ)や自走式草刈機(ハンドガイド)を使用した場合は、その作業中の写真を撮って下さい。
なお、実施河川ごとに実施状況が分かる写真の貼付がないと補助金交付の対象となりませんので、ご注意ください。

③交付請求書(様式第5号)

※交付確定通知後に提出してください。請求書様式は交付確定通知と一緒に送付いたします。

湖南市都市建設部土木建設課
管理係 担当: 中井、筒井
TEL 71-2333 FAX 72-7964
MAIL kensetsu@city.shiga-konan.lg.jp